

第 2 7 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年11月18日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「平成26年10月21日付個人情報一部開示決定通知書（名古屋市）において、2010年10月18日 9時37分送信の名市大総務職員Aからのメールが開示された。当該メール（名市大保有分）」（以下「本件公開請求」という。）の公開請求を行った。
- 2 同年12月 2日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件公開請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）が存在しないことを理由として非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 平成27年 1月 7日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書を公開しない理由として、当該文書については作成又は取得しておらず、不存在のためと主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

異議申立人は、異議申立書において、本件請求に係る行政文書は「2010年10月18日 9時37分に職員Bから送信され、職員Aが受信した「ハラスメント審査会の開催について」という件名のメール」である旨を述べる。

実施機関において、本件公開請求の対象となる行政文書を、職員Aが受信した電子メールと解することはできないが、異議申立人が指摘する電子メールは、異議申立人以外の特定の個人に対する平成27年 1月 9日付け個人情報

報一部開示決定において開示している。

第 4 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公開請求の対象となる行政文書は、平成26年10月21日付け26市経市第92号「個人情報一部開示決定通知書」により開示されたもので、2010年10月18日 9時37分に職員Bから送信され職員Aが受信した「ハラスメント審査会の開催について」という件名のメールであり、当該メールの写しは、個人情報保護審議会に職員Aのパソコン端末から提出されている。

(2) 情報公開請求等に係わった行政文書等について、1年間は廃棄してはならないという規定を無視して、破棄してしまっている職員Aの行為は明らかに法令に違反している。逆に存在するのに隠蔽して開示しないのであれば、その行為ももちろん法令違反である。保護審議会に提出した文書等の故意の破棄は公文書毀棄という刑法にも抵触する。

(3) 非開示理由の「作成又は取得していない」というのは虚偽であり、「作成又は取得したが、廃棄した」と正しく記述すべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

- 3 当審査会の調査によると、本件行政文書に関し、次の事実が認められる。
- (1) 本件は、第 21にあるとおり、異議申立人から「平成26年10月21日付個人情報一部開示決定通知書（名古屋市）において、2010年10月18日 9時37分送信の実施機関の職員Aからのメールが開示された。当該メール（名市大保有分）」について行政文書公開請求された事案である。
 - (2) 実施機関は、「2010年10月18日 9時37分送信の実施機関の職員Aからのメール」と非常に具体的に記載されていることから、本件行政文書を上記文言のようなメールと断定した。
 - (3) しかし、異議申立人は、異議申立書では、本件行政文書は、2010年10月18日 9時37分に実施機関の職員Bから送信され、職員Aが受信した「ハラスメント審査会の開催について」という件名の電子メールである旨を述べている。
 - (4) この点について、実施機関は、弁明意見書において、上記(3)の電子メールを本件行政文書と解することはできないとした上で、異議申立書により改めて申し立てられた上記(3)の電子メールは存在することを示唆し、当該電子メールを印刷した文書を弁明意見書に添付している。
 - (5) 当審査会が弁明意見書に添付された当該文書を見分したところ、2010年10月18日 9時37分に実施機関の職員Bから送信され、職員Aが受信した「ハラスメント審査会の開催について」という件名の電子メールがあり、当該電子メールは、上記(3)の電子メールであることが認められる。
 - (6) これらのことから総合的に判断すれば、異議申立人は、自身が公開請求の対象とした電子メールについて、その送信者を職員Bと記載すべきところ、誤って職員Aと記載して請求したものとみられる。
 - (7) また、実施機関の弁明意見書は添付資料も含め、その写しを当審査会から異議申立人あてに送付しており、(3)の電子メールを異議申立人が入手していることから、異議申立人が申し立てる異議は実質的に既に解消されていると認められる。
- 4 公開請求書に記された文言に明白な錯誤があった場合、公開請求を受け付

けた時点で、錯誤があることが明らかであれば、実施機関において請求内容の補正を求めるべきであったとも考えられる。しかしながら、本件においては、上記 3(1) のとおり一見して錯誤があることを疑わせるような文言ではなく、極めて具体的に明記された文言で記載されており、実施機関が、上記 3(2) のとおり本件行政文書を解したことはやむを得ず、本件行政文書を作成又は取得していないとする実施機関の主張に、不合理な点は認められない。

5 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の有無については、上記 4において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

上記第 5 3(1) のとおり、本件において請求された行政文書の内容には、特定の個人が行った個人情報開示請求に係る保有個人情報が含まれており、この部分のみをもってすれば、本件公開請求は、特定の個人が行った個人情報開示請求に係る保有個人情報を行政文書公開請求したものと解される。

名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づく個人情報開示制度は、開示請求者を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができる制度である。

他方、行政文書公開制度は、何人も公開請求することができるものとされ、公開請求者が誰であれ、同内容の請求に対しては同一の判断基準により非公開情報を除いて公開するものであることから、行政文書公開制度で行政文書を公開することは、当該行政文書を広く社会に公開し得るものとして実施機関が判断したものと解される。

したがって、本件公開請求について、たとえ公開請求者が、個人情報開示決定がなされた事実を既に知り得ている人物であり、実態として保護されるべき法益が存在しないとしても、上述のとおり本件公開請求は、特定の個人が個人情報開示請求を行った事実を明らかにしたうえで、当該個人に係る保有個人情報を広く社会に公開することを求めているものとも解されるため、行政文書公開制度上、文書の存否を明らかにしないで、公開請求そのものを拒否することの是非も含めて検討すべきであったと考えられる。

もしくは、公開請求者に公開請求の趣旨を確認し、その結果、当該趣旨が特定の個人に係る保有個人情報を求める公開請求ではないのであれば、その旨の補正を行った上で、公開等の決定をすべきであった。

実施機関においては、今後、公開請求を受け付けるにあたり、請求内容を十分に精査した上で、適切に対応することを要望する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月15日	諮問書の受理
1月28日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
3月13日	実施機関の弁明意見書を受理
4月 6日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知
5月 7日	異議申立人より反論意見書を受理
平成31年 1月17日 (第14回第 2小委員会)	調査審議
3月22日 (第15回第 2小委員会)	調査審議
4月19日 (第16回第 2小委員会)	調査審議
令和元年 5月24日 (第17回第 2小委員会)	調査審議
6月21日 (第18回第 2小委員会)	異議申立人の意見を聴取
同日 (第18回第 2小委員会)	調査審議
7月19日 (第19回第 2小委員会)	調査審議
8月23日 (第20回第 2小委員会)	調査審議
9月20日 (第21回第 2小委員会)	調査審議
12月20日 (第24回第 2小委員会)	調査審議
令和 2年 1月 8日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 豊島明子、委員 森絵里